

# 第1章 総説

---

第1節 「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）  
中間改定版」の概要

第2節 所沢市脱炭素ロードマップの概要

第3節 中間改定前の計画の概要

## 第1節 「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画） 中間改定版」の概要

### 1. 環境基本計画とは

「所沢市環境基本計画」は、「所沢市環境基本条例」第9条第1項に基づき、環境保全に関する施策・事業を総合的に進めるための計画です。また、「環境基本法」第36条第1項において、地方公共団体は、国の施策に準じた施策及び当該区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、総合的・計画的に推進・実施するものと規定されています。本計画では、どのような環境・社会を目指し、どのような施策を進めていくべきかを中・長期的視点に立って示し、実施すべき施策、推進体制等を示しています。また、本計画の施策に期待される効果については、「持続可能な開発目標（SDGs）」を用いて整理し、SDGsの推進に貢献しています。

### 2. 市の環境を支える計画等

本計画は、本市の最上位計画である「第6次所沢市総合計画」をはじめ、廃棄物やみどり等に関する分野別計画との整合を図り、連携することで、全庁を挙げた環境保全の取組を推進しています。

### 3. 計画の特徴

本計画は、2014年に策定した「マチごとエコタウン所沢構想」と統合した計画となっており、「“人と人”、“人と自然”との絆」を大切にす「エコタウン」を築いていくという方針を明確にしている点が特徴です。

また、国際的な協働により取り組んでいくSDGsの考え方を取り入れ、本計画の施策との関係を示していることも特色であると言えます。

また、2024年3月に中間改定として、現在の社会情勢、関連法、施策の達成状況等に応じて内容を改定しています。

### 4. 計画の範囲

#### ①対象区域

所沢市域全域（72.11 km<sup>2</sup>）

#### ②計画の期間

「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）」の計画期間は、2019（令和元）年度から2028年度の10年間としました。

#### ③対象

私たちのくらしは、大気・水質・廃棄物等の生活環境、みどり・野生生物等の自然環境、景観・美観等の都市環境といった身近な環境から、地球温暖化等の地球環境に至るまで、影響を及ぼすとともにこれらの環境からも影響を受けています。

そこで、本計画で対象とする環境の範囲は、地球環境、自然環境、生活環境及び都市環境の4つとします。

分野	内容
地球環境	地球温暖化、酸性雨、森林の減少、資源・エネルギー 等
自然環境	みどり、野生生物、地形・地質 等
生活環境	大気、水質、土壌、騒音・振動、悪臭、有害化学物質、廃棄物処理 等
都市環境	景観、美観、利用者にやさしい公共施設、公園、文化財、交通 等

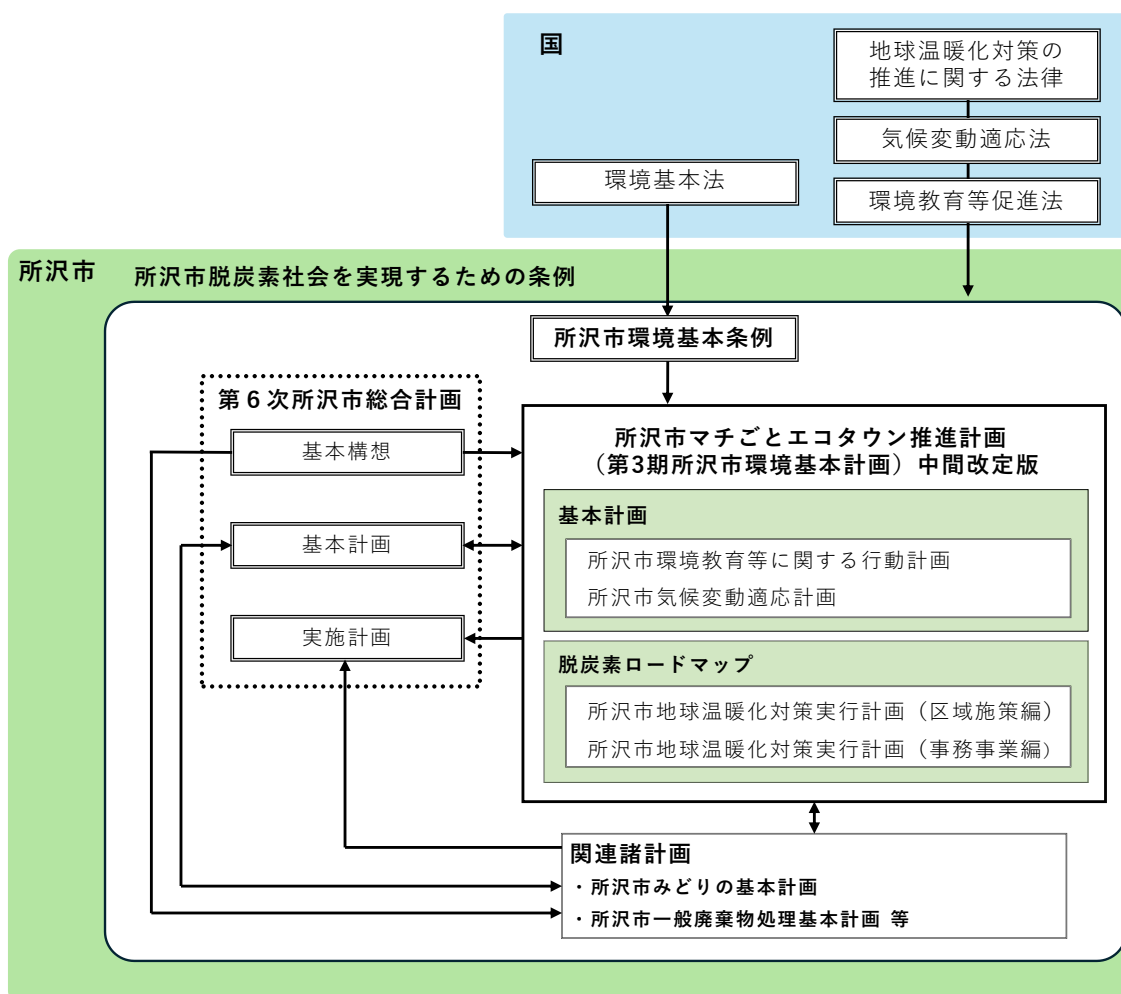
## 5. 計画の位置づけ

本計画は、国や県の環境基本計画等と整合を図るとともに、本市の最上位計画である「第6次所沢市総合計画」や、廃棄物やみどり等に関する分野別計画などとの整合も図っています。

また、本計画には、「気候変動適応法」第12条に基づく「所沢市気候変動適応計画」及び「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下、「環境教育等促進法」という）第8条第1項に基づく「所沢市環境教育等に関する行動計画」も内包されています。

さらに、SDGs については、本計画による貢献を明確化するため、それぞれの施策が貢献するSDGs を整理しています。

### ■本計画の他計画との関係



## 6. 計画の構成

「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）」は、マチごとエコタウン所沢構想の理念を軸に、環境行政全体計画である環境基本計画を統合して策定しています。

このうち、特に脱炭素社会の構築に資する施策については、「所沢市脱炭素ロードマップ」として別冊にまとめます。また、「地球温暖化対策推進法」第21条第3項に基づく、市域全体の温暖化対策に係る「所沢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と、同条第1項に基づく、市の事務事業における温暖化対策に係る「所沢市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」は、「所沢市脱炭素ロードマップ」にて取り扱います。

また、中間改定版では新たに、「気候変動適応法」第12条に基づく「所沢市気候変動適応計画」を策定し、「環境教育等促進法」第8条第1項に基づく「所沢市環境教育等に関する行動計画」とともに基本計画に内包します。

### ■所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）中間改定版の概要

#### 所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）中間改定版

##### 基本計画

- 基本理念、将来像、基本方針
- 分野別施策体系
- 内包する計画  
所沢市気候変動適応計画、所沢市環境教育等に関する行動計画
- 推進体制

##### 所沢市脱炭素ロードマップ

- 脱炭素社会の実現に向けた施策
- 内包する計画  
所沢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）  
所沢市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
- 推進体制

### ■本計画に内包する計画

#### ・「所沢市気候変動適応計画」

「気候変動適応法」第12条に基づき、本市の気候変動適応に関する取組を定めたものです。

#### ・「所沢市環境教育等に関する行動計画」

「環境教育等促進法」第8条第1項に基づき、本市の環境保全活動の意欲の増進や環境教育・協働取組の推進について定めたものです。

#### ・「所沢市地球温暖化対策実行計画」

「地球温暖化対策推進法」第21条第1項及び第3項に基づき、本市の地球温暖化対策の取組を定めたものです。

## 7. 所沢市気候変動適応計画

人類による温室効果ガスの排出に起因する気候変動が起こっており、既にあらゆる場面で影響が表れています。今後さらに増大する恐れがあり、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供、その他必要な措置を講じることが急務となっています。

### (1) 計画の目的

現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

### (2) 計画の期間

2024年度～2028年度

## 8. 所沢市環境教育等に関する行動計画

「環境教育等による環境保全のための促進に関する法律」に基づき、本市における環境教育・環境学習・環境保全活動について定めた「環境教育等に関する行動計画」を基本計画に内包して策定しています。当行動計画では、持続可能な社会の実現のために、子どもから大人まで一人ひとりが知識の習得に努めるとともに、環境保全に主体的に関わることができるようになるための施策を整理しています。

### (1) 計画の目的

持続可能な社会を構築するために、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組について推進します。

### (2) 計画の期間

2019年度～2028年度

## 第2節 所沢市脱炭素ロードマップの概要

### 1. 所沢市脱炭素ロードマップの位置づけ

「所沢市脱炭素ロードマップ」は、「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）中間改定版」の一部です。また、本ロードマップは「地球温暖化対策推進法」第21条に基づく地方公共団体実行計画として位置付けています。

### 2. 計画期間

2024（令和6）年度から2028年度までの5年間とします。

### 3. 地球温暖化対策実行計画

「区域施策編」では市域における温室効果ガス排出量の削減を、「事務事業編」では市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減を対象としています。各項目について目標を設定し、地球温暖化対策を推進しています。

#### （1）区域施策編

##### ＜温室効果ガス排出削減目標＞

市域における温室効果ガス排出削減の短期目標は、2030年度までに2013（平成25）年度比で51%削減を目指します。これは国の中期目標を上回る野心的な水準です。

また、長期目標についても、国の長期目標と同様に、2050年度までに実質ゼロとします。

##### ＜短期目標＞

基準年度：2013年度  
約155.2万t-CO<sub>2</sub>



目標年度：2030年度  
基準年度比 51%削減  
約76.0万t-CO<sub>2</sub>

##### ＜長期目標＞

##### 実質ゼロ

\* 森林などによる温室効果ガスの吸収などを踏まえ、温室効果ガスの実質ゼロを目指す  
「目標年度：2050年度」

### ■市域の温室効果ガス排出削減に係る指標

指標項目	基準年度						計画終了年度		短期目標年度
	2013年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	
市域における温室効果ガス排出量の削減率（%）	—	36.8%	39.2%	41.5%	43.9%	46.3%	48.7%	51.0%	

## (2) 事務事業編

### <計画の範囲と温室効果ガス排出削減目標>

#### ①計画の範囲

本市が管轄する、出先機関等を含めた組織及び施設等における全ての事務及び事業を、本計画の対象とします。あわせて、指定管理者制度などによる管理施設についても対象とします。ただし、外部への委託等による事務及び事業は対象外とし、温室効果ガス削減に向けた配慮を要請するものとします。

#### ②温室効果ガス排出削減目標

本市の事務及び事業における温室効果ガス排出削減の短期目標は、2030年度までに2013（平成25）年度比で78.6%削減を目指します。これは、国の中期目標である50%を大きく上回る水準です。

また、長期目標についても、国の長期目標と同様に、2050年度までに実質ゼロとします。



※1 基準年度（2013（平成25）年度）における温室効果ガス排出量

### ■事務事業における温室効果ガス排出削減に係る指標

指標項目	基準年度						計画終了年度	短期目標年度
	2013年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
事務事業における温室効果ガス排出量の削減率(%)	—	72.2%	73.3%	74.4%	75.4%	76.5%	77.6%	78.6%

本市の事務及び事業における温室効果ガスの排出量<sup>※2</sup>の削減目標は、2028年度までに2013（平成25）年度比で35.3%削減としていましたが、2018（平成30）年度以降、公共施設等において、電力契約を二酸化炭素排出係数<sup>※3</sup>の低い電力に変更し、大きく目標値を上回ることができたことから、目標値を76.5%に変更します。これは、国の長期目標である「2050年度までにカーボンニュートラルの実現」を見据え、市の計画期間に応じた削減目標としたものです。

※2 上記の削減目標の管理には、一般廃棄物の焼却によるもの等、市が直接的に管理することが困難な項目を分離して求めた温室効果ガス排出量を用います。

※3 二酸化炭素排出係数とは、他人（電気事業者等）から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素排出量を算出する際に使用する、環境大臣及び経済産業大臣の告示で示される実排出係数のことです。

### 第3節 中間改定前の計画の概要

本報告書は、所沢市マチごとエコタウン推進計画の進捗を報告するものとして、前年度の実績を取りまとめているものです。そのため、本報告書に記載している目標値及び達成状況等については、中間改定前の実績報告となっていることから、改定前の計画の概要を掲載いたします。

#### 地球温暖化対策実行計画

「区域施策編」では市域における温室効果ガス排出量の削減を、「事務事業編」では市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減を対象としています。各項目について目標を設定し、地球温暖化対策を推進しています。

#### 1. 区域施策編

##### 短期目標

2013年度（基準年）157.0万 t-CO<sub>2</sub>

▼22.9% 削減

2028年度 121.0万 t-CO<sub>2</sub>

##### 長期目標

2013年度（基準年）：157.0万 t-CO<sub>2</sub>

▼80% 削減

2050年度：31.4万 t-CO<sub>2</sub>

#### ●目標達成に向けた主な取組

〈緩和策：温室効果ガスの排出量を削減すること〉

産業部門、民生業務部門、民生家庭部門、運輸部門、廃棄物部門における排出量の削減等

〈適応策：温暖化の影響を最小化すること〉

農業、水環境・水資源、自然災害、健康、市民生活・都市生活における気候変動の影響への適応等

#### 2. 事務事業編

削減目標	
2028年度までに2013年度比で <b>35.3%</b> 削減	
2013年度現状	2028年度目標
市の事務事業における温室効果ガス排出量 約 3.2万 t-CO <sub>2</sub>	約 2.1万 t-CO <sub>2</sub>

#### ●削減に向けた主な取組

1 建築物の建築、施設・設備の管理	5 廃棄物の削減・リサイクルの推進
2 環境負荷の少ない製品・電力の調達	6 公用車使用における環境負荷の低減
3 施設等におけるエネルギー使用量の削減	7 庁内推進体制の強化
4 資源の有効利用の推進	8 その他